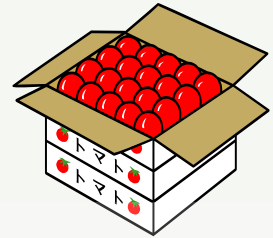


米原市定年帰農者等育成支援事業費補助金を ご利用ください！



米原市において、定年による退職等を機に農業経営を始めようとし、地域農業の担い手として活躍しようとする方に対し、研修費等の支援を行います。

○対象者

- 1 米原市に在住し、市内で農業経営を始めようとする55歳以上65歳未満の方
- 2 新規就農に関する市の他の補助金等の交付を受けていない方
- 3 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方

○補助対象経費

- 1 滋賀県立農業大学校での修学に要する授業料、教科書代、資格試験受験料その他修学に直接必要な経費
- 2 先進農家等（農業法人または指導農業士および過去において指導農業士であった方を言います）での研修に係る経費

○補助金額

補助対象経費の範囲内で15万円を限度とします。

ただし、補助金交付年度から起算して2年以内に認定農業者に認定されない場合、全額返還していただきます。

お問合せ 米原市役所 経済環境部 農政課
TEL : 58 - 2228



1 米原市定年帰農者等育成支援事業費補助金とは？

米原市において、定年による退職等を機に新たに農業経営を始めようとする定年帰農者を、地域農業の担い手へと誘導し、農業の誘致促進および担い手確保を図るため、地域の担い手として活躍しようとする方が就農に必要な生産技術等の実践的な営農実習に係る研修費等に対し補助金を交付します。

2 補助対象者は？

米原市に居住する55歳以上65歳未満の方で、定年による退職等を機に市内で新たに農業経営を開始しようとする方で、次のいずれにも該当する方が対象となります。

- ① 市税の滞納がない方
- ② 新規就農に関する市の他の補助金等の交付を受けていない方
- ③ 過去にこの要綱による補助金の交付を受けていない方

注) 補助金交付年度から起算して2年以内に認定農業者に認定されることが交付の条件となります。

3 補助金の交付対象経費とは？

地域の担い手として就農に必要な生産技術等の実践的な営農実習に係る経費で以下のとおりです。

- ① 滋賀県立農業大学校での修学に要する授業料、教科書代、資格試験受験料その他修学に直接必要な経費
- ② 先進農家等（農業法人または指導農業士および過去に指導農業士であった方をいいます）での研修において栽培技術・経営技術等を取得するために必要な次に掲げる経費

[補助対象経費の例]

農業研修先に支払う謝金（上限20,000円）、図書教材費、その他農業資材費等で市長が適当と認めるもの（具体例：作業服、長靴、合羽、手袋等の作業を行う際に着用するもの、種苗、肥料等の研修を行うために必要な資材、栽培技術を習得するために必要なテキスト等の図書教材費、研修において使用する農業用機械の燃料代やトラクターの爪等農業機械の消耗に対する経費、研修において使用する農ポリやマルチ等農業資材費）

4 補助金を受けるには？

補助金等交付申請書に定年帰農者等育成支援事業計画書および関係書類を添えて市農政課に提出してください。交付決定後から研修を行うことができます。

5 農業に関する相談はどこで受けられますか？

滋賀県湖北農業農村振興事務所 農産普及課（TEL：0749-65-6631）

湖北地域の農業者に対する技術、経営指導を行っています。

レーク伊吹農業協同組合 営農企画課（TEL：0749-63-2101）

組合員に農業資材等の斡旋、農産物の集荷、販売、営農・生活資金の貸し出し等を行っています。各種制度資金の借入れの相談窓口になっています。

米原市農業委員会（TEL：0749-58-2226）

農地の利用関係の調整を行っていますので、農地の売買、賃借を行う場合には相談してください。

お問合せ

米原市役所 経済環境部 農政課 TEL：0749-58-2228